

果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業要領

（主旨）

第1条 営農活動で生じる果樹の剪定枝や伐採樹木を、薪ストーブなどの燃料として活用することで、資源の有効利用により地球温暖化の原因となる化石燃料に由来する二酸化炭素（CO₂）の排出を減らし、併せて環境に配慮した農業の振興を支援する。

（対象者の要件）

第2条 事業の対象者は、以下のとおりとする。

- （1）提供者は、伊達市内のは場において果樹（モモ・柿・リンゴ等）を生産する者で、立木を伐採した状態又は枝を剪定した状態で保管できる者とする。
- （2）利用者は、薪ストーブ利用者及びキャンプ場等においてたき火を行う者で、提供者のは場へ行き、伐採樹木を割る、剪定枝を切り揃えるなどの作業や、自家用車への積み込み、は場外への運搬を行うことができる者とする。

（事業実施方法）

第3条 事業の実施にあたり、伊達市（以下「本市」という。）及び、提供者、利用者が行う手続きは、以下のとおりとする。

（1）伊達市の手続き

- ①事業の実施について周知し、提供者及び利用者を募集の上、台帳へ登録する。
- ②提供者及び利用者の登録内容を集約、整理し、一定数（5名程度）でグループ分けの上、提供者及び利用者それぞれに対して、相手のリストを提供する。

（2）提供者の手続き

- ①別紙様式1「果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業申込用紙」により、事業の利用登録を行う。
- ②本市から利用者リストの提供を受ける。
- ③利用者から連絡を受け、提供できる薪の大きさや量、は場において必要な作業を説明の上、条件に合致する場合は、受け渡しの日時を調整する。

（3）利用者の手続き

- ①別紙様式1「果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業申込用紙」により、事業の利用登録を行う。
- ②本市から提供者リストの提供を受ける。
- ③提供者に連絡の上、希望する薪の大きさや量、は場において実施可能な作業を伝え、条件に合致する場合は、引き取りの日時を調整する。
- ④前号において、提供者リストに記載がある提供者とのマッチングに成功しなかった場合は、本市に連絡の上、別グループの提供者リストの提供を受ける。

（事業実施期間）

第4条 事業の実施期間は、毎年9月1日から翌年3月31日までとし、提供者及び利用者ともに、薪の受け渡しは当該期間において行うこととする。

(遵守事項)

第5条 事業の実施にあたり、遵守すべき事項を以下のとおりとする。

- (1) 提供者及び利用者は、本市から提供を受けた相手方の住所・氏名・連絡先等の個人情報を事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 提供者及び利用者は、事業の利用を通して薪の受け渡しを行う際は、金品のやり取りを行わないこと。
- (3) 利用者は、提供者リストに記載がある提供者にのみ連絡することとし、一人とマッチングした場合は、他の提供者に連絡しないこと。
- (4) 利用者は、提供者のほ場において、立木の伐採（台切り）及び抜根、枝の剪定作業を行わないこと。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係機関と協議のうえ、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

令和 年度 果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業申込用紙

この申込用紙をご記入の上、以下のいずれかの方法で伊達市産業部農政課へご提出ください。

申込〆切【毎年11月第2週の金曜日必着】 情報提供【毎年11月下旬～】

【注】 届け先・問い合わせ先はJA（農協）ではありませんのでお気をつけ下さい。

- ① QRコードで申し込む 右のQRコードを読み取ってください。
- ② 申込用紙をFAXする FAX：024-573-5865
- ③ E-mailで送る アドレス：nousei@city.fukushima-date.lg.jp



遵守事項の同意	果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業要領第5条に従うこと及び、本申込書の内容を（記入者が利用者の場合は提供者）利用者に提供することに同意します。	☐ 同意する ※ ☒ してください。
---------	--	--

フリガナ	
お名前	
ご住所	〒
電話番号	
E-mailアドレス	

- 提供者（枝の処分に困っている農家）は、以下の質問事項もご回答ください。
- 利用者（枝を譲り受けた人）は以上で記入は終了です。

連絡を受けやすい 時間帯や曜日	【希望の時間】 午前・午後 時 ～ 午前・午後 時 【希望の曜日】 曜日
果樹の種類 (該当するもの1つに○)	モモ・柿・リンゴ・その他（具体的に） ※ お申込みできるのは果樹のみです。庭木などのお申込みは一切できません。
果樹園の場所 (複数可能)	(ご住所と別の地区にある場合のみご記入ください)
提供する木の状態と おおまかな量	薪（軽トラック 台分）・剪定枝（軽トラック 台分）・伐採木（軽トラック 台分） ※ 木を玉切りにし、薪の状態になっている場合は「薪」を、枝部分のご提供は「剪定枝」をご選択ください。 ※ 薪になっていなくても、枝か木の提供は可能です。根っこは対象外です。
受け渡し希望時期	() 月の上旬・中旬・下旬 ～ () 月の上旬・中旬・下旬 ※ 情報提供開始後に引き取りが可能となるため、12月以降でご記入ください。
その他ご希望があれば ご記入ください	

※ 【提供者(枝の処分に困っている農家)の方へ】

記載していただいた情報は、全て利用者(枝を譲り受けた人)に提供されます。

※ この申込用紙の一切の情報は「果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業」実施の目的以外には使用いたしません。

※ 複数品種の果樹を生産され品種毎に枝等がある場合、申請書を分けて提出ください。